

(参考) 個別業績の概要

平成19年11月22日

会社名 株式会社北海道銀行  
上場会社名 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ 上場取引所 東・札  
コード番号 8377  
代表者 取締役頭取 塚田 義博  
問合せ先責任者 経営企画部長 兼間 祐二 T E L (011) 233-1005  
半期報告書提出予定日 平成19年12月20日

(百万円未満切捨て)

平成19年9月中間期の個別業績（平成19年4月1日～平成19年9月30日）

(1) 個別経営成績 (%表示は対前年中間期増減率)

	経常収益	経常利益	中間（当期）純利益	
19年9月中間期	百万円 % 46,650 8.9	百万円 % 13,079 4.2	百万円 % 6,947 △5.3	
18年9月中間期	42,824 △3.1	12,555 90.1	7,336 120.5	
19年3月期	88,427 —	31,947 —	20,717 —	

	1株当たり中間 (当期) 純利益	潜在株式調整後1株当たり 中間（当期）純利益
19年9月中間期	円 錢 15 71	円 錢 12 38
18年9月中間期	19 60	13 56
19年3月期	55 34	38 28

(2) 個別財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率 (注1)	1株当たり純資産	単体自己資本比率 (国内基準)(注2)
19年9月中間期	百万円 3,853,647	百万円 166,273	% 4.3	円 錢 177 53	% 9.92
18年9月中間期	3,731,432	147,179	3.9	129 38	8.80
19年3月期	3,896,127	163,997	4.2	174 30	9.91

(参考) 自己資本 19年9月中間期 166,273 百万円 18年9月中間期 147,179 百万円 19年3月期 163,997 百万円

(注1) 「自己資本比率」は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権）を期末資産の部の合計で除して算出しております。

(注2) 「単体自己資本比率（国内基準）」は、平成19年3月期より「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に基づき算出しております。なお、平成18年9月期は旧基準により算出しております。

## 中間個別財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		92,417	2.48	84,354	2.19	110,593	2.84
コールローン		70,000	1.88	80,000	2.08	110,000	2.82
債券貸借取引支払保証金		20,200	0.54	—	—	21,785	0.56
買入金銭債権		1	0.00	1	0.00	0	0.00
商品有価証券		3,566	0.09	4,030	0.10	3,203	0.08
金銭の信託		13,971	0.37	8,952	0.23	12,514	0.32
有価証券	※1,8 13	867,607	23.25	858,228	22.27	850,659	21.83
貸出金	※3,4, 5,6, 7,9	2,578,690	69.11	2,703,676	70.16	2,692,922	69.12
外国為替	※7	3,086	0.08	4,452	0.12	5,687	0.15
その他資産	※8	38,107	1.02	68,879	1.79	46,883	1.20
有形固定資産	※ 10,11	25,954	0.70	26,295	0.68	25,747	0.66
無形固定資産		2,364	0.06	2,739	0.07	2,791	0.07
繰延税金資産		33,103	0.89	24,304	0.63	27,144	0.70
支払承諾見返	※13	33,264	0.89	30,454	0.79	30,269	0.78
貸倒引当金		△50,905	△1.36	△42,721	△1.11	△44,074	△1.13
資産の部合計		3,731,432	100.00	3,853,647	100.00	3,896,127	100.00

		前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※8	3,458,156	92.68	3,517,727	91.28	3,517,214	90.27
譲渡性預金		31,781	0.85	58,234	1.51	24,102	0.62
債券貸借取引受入担保金	※8	—	—	—	—	28,896	0.74
借用金	※8,12	26,000	0.70	40,000	1.04	85,900	2.20
外国為替		51	0.00	42	0.00	37	0.00
その他負債		23,986	0.64	29,433	0.77	34,923	0.90
退職給付引当金		11,013	0.30	10,574	0.27	10,785	0.28
睡眠預金払戻引当金		—	—	906	0.02	—	—
支払承諾	※13	33,264	0.89	30,454	0.79	30,269	0.78
負債の部合計		3,584,253	96.06	3,687,373	95.68	3,732,130	95.79
(純資産の部)							
資本金		93,524	2.51	93,524	2.43	93,524	2.40
資本剰余金		16,795	0.45	16,795	0.44	16,795	0.43
資本準備金		16,795		16,795		16,795	
利益剰余金		29,561	0.79	49,890	1.29	42,942	1.10
利益準備金		2,648		2,648		2,648	
その他利益剰余金		26,913		47,242		40,294	
繰越利益剰余金		26,913		47,242		40,294	
株主資本合計		139,880	3.75	160,209	4.16	153,261	3.93
その他有価証券評価差額金		7,823	0.20	6,064	0.16	10,732	0.28
繰延ヘッジ損益		△525	△0.01	—	—	3	0.00
評価・換算差額等合計		7,298	0.19	6,064	0.16	10,735	0.28
純資産の部合計		147,179	3.94	166,273	4.32	163,997	4.21
負債及び純資産の部合計		3,731,432	100.00	3,853,647	100.00	3,896,127	100.00

(2) 中間損益計算書

区分	注記番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)
経常収益	※1 ※2	42,824	100.00	46,650	100.00	88,427	100.00
資金運用収益		31,611		34,218		64,455	
(うち貸出金利息)		(26,140)		(28,641)		(53,661)	
(うち有価証券利息配当金)		(4,830)		(4,948)		(9,404)	
役務取引等収益		9,035		9,388		18,478	
その他業務収益		1,613		2,022		3,082	
その他経常収益		564		1,021		2,410	
経常費用		30,268	70.68	33,571	71.96	56,480	63.87
資金調達費用		1,844		4,948		5,130	
(うち預金利息)		(1,544)		(4,314)		(4,447)	
役務取引等費用		2,883		3,119		5,810	
その他業務費用		1,604		145		2,254	
営業経費		18,911		19,600		37,914	
その他経常費用		5,025		5,756		5,371	
経常利益		12,555	29.32	13,079	28.04	31,947	36.13
特別利益		15	0.03	28	0.06	33	0.03
特別損失		189	0.44	869	1.87	302	0.34
税引前中間(当期)純利益		12,381	28.91	12,238	26.23	31,678	35.82
法人税、住民税及び事業税		32	0.08	32	0.07	64	0.07
法人税等調整額		5,012	11.70	5,258	11.27	10,896	12.32
中間(当期)純利益		7,336	17.13	6,947	14.89	20,717	23.43

(3) 中間株主資本等変動計算書

前中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

資本金	株主資本					評価・換算差額等			純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益		
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
平成18年3月31日残高 (百万円)	93,524	16,795	16,795	2,648	19,577	22,225	132,544	5,061	— 5,061 137,606	
中間会計期間中の 変動額										
中間純利益	—	—	—	—	7,336	7,336	7,336	—	— — 7,336	
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	2,761	△525 2,236 2,236	
中間会計期間中の変動額 合計(百万円)	—	—	—	—	7,336	7,336	7,336	2,761	△525 2,236 9,573	
平成18年9月30日残高 (百万円)	93,524	16,795	16,795	2,648	26,913	29,561	139,880	7,823	△525 7,298 147,179	

当中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

資本金	株主資本						評価・換算差額等			純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金						
平成19年3月31日残高 (百万円)	93,524	16,795	16,795	2,648	40,294	42,942	153,261	10,732	3	10,735	163,997
中間会計期間中の変動額											
中間純利益	—	—	—	—	6,947	6,947	6,947	—	—	—	6,947
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	△4,668	△3	△4,671	△4,671
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	6,947	6,947	6,947	△4,668	△3	△4,671	2,276
平成19年9月30日残高 (百万円)	93,524	16,795	16,795	2,648	47,242	49,890	160,209	6,064	—	6,064	166,273

前事業年度の株主資本等変動計算書 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

資本金	株主資本						評価・換算差額等			純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金						
平成18年3月31日残高 (百万円)	93,524	16,795	16,795	2,648	19,577	22,225	132,544	5,061	—	5,061	137,606
事業年度中の変動額											
当期純利益	—	—	—	—	20,717	20,717	20,717	—	—	—	20,717
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	5,670	3	5,674	5,674
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	20,717	20,717	20,717	5,670	3	5,674	26,391
平成19年3月31日残高 (百万円)	93,524	16,795	16,795	2,648	40,294	42,942	153,261	10,732	3	10,735	163,997

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。	同 左	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については中間会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っています。  なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。  (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1. 及び2. (1)と同じ方法により行っております。	(1) 同 左  (2) 同 左	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っています。  なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。  (2) 同 左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。	同 左	同 左
4. 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産  有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。  なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 動産：3年～20年	(1) 有形固定資産  有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。  また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 動産：3年～20年 (会計方針の変更)  平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。 なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 (追加情報)  当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。	(1) 有形固定資産  有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。  なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  建物：6年～50年 動産：3年～20年

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同 左	(2) 無形固定資産 同 左
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は28,356百万円であります。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,059百万円であります。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,161百万円であります。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（11,587百万円、代行返上後）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（11,587百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（11,587百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。</p>
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建ての資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
8. ヘッジ会計の方法	(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債について繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。	(イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左  (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左	(イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左  (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同 左	消費税及び地方消費税(以下、消費税等といいます。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は147,704百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)</p> <p>「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第21号平成18年9月8日）が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <hr/> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>		<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は163,994百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)</p> <p>「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第21号平成18年9月8日）が公表日以後終了する事業年度から適用されることとなったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <hr/>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
※1. 関係会社の株式及び出資額総額 3,810百万円	※1. 関係会社の株式及び出資額総額 4,008百万円	※1. 関係会社の株式及び出資額総額 4,171百万円
2. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは20,067百万円であります。		2. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当期末に当該処分をせずに所有しているものは21,713百万円であります。
※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,351百万円、延滞債権額は92,586百万円であります。  なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。	※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,717百万円、延滞債権額は84,583百万円であります。  なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。	※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,012百万円、延滞債権額は82,097百万円であります。  なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は18百万円であります。  なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。  なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。  なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は26,784百万円であります。  なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,495百万円であります。  なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は23,953百万円であります。  なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は122,741百万円であります。  なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は103,796百万円であります。  なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は112,063百万円であります。  なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、38,149百万円であります。	※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、33,358百万円であります。	※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、37,616百万円であります。

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 127,033百万円 担保資産に対応する債務 預金 7,524百万円	※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 64,192百万円 担保資産に対応する債務 預金 7,417百万円	※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 95,601百万円 担保資産に対応する債務 預金 7,647百万円 債券貸借取引 受入担保金 28,896百万円 借用金 29,400百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券91,694百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は54百万円、保証金は2,476百万円であります。
※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、908,454百万円であります、すべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、919,082百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもののが895,836百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、908,810百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもののが883,995百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
※10. 有形固定資産の減価償却累計額 33,664百万円	※10. 有形固定資産の減価償却累計額 32,925百万円	※10. 有形固定資産の減価償却累計額 32,511百万円
※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,063百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 －百万円)	※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,061百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 －百万円)	※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,063百万円 (当事業年度圧縮記帳額 －百万円)
※12. 借用金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。	※12. 同 左	※12. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金40,000百万円が含まれております。
—————	—————	—————
※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は33,145百万円であります。	※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は32,977百万円であります。	—————

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>660百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>284百万円</td> </tr> </table> <p>※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額4,008百万円、株式等償却414百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	660百万円	無形固定資産	284百万円	<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>673百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>404百万円</td> </tr> </table> <p>※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額3,886百万円、株式等償却533百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	673百万円	無形固定資産	404百万円	<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>1,315百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>593百万円</td> </tr> </table> <p>※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額3,622百万円、株式等償却285百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	1,315百万円	無形固定資産	593百万円
有形固定資産	660百万円													
無形固定資産	284百万円													
有形固定資産	673百万円													
無形固定資産	404百万円													
有形固定資産	1,315百万円													
無形固定資産	593百万円													

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
取得価額相当額	取得価額相当額	取得価額相当額
動産                   2,171百万円	動産                   3,361百万円	動産                   2,842百万円
その他               841百万円	その他               841百万円	その他               841百万円
合計                   3,013百万円	合計                   4,203百万円	合計                   3,683百万円
減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額
動産                   581百万円	動産                   1,066百万円	動産                   788百万円
その他               336百万円	その他               420百万円	その他               378百万円
合計                   918百万円	合計                   1,486百万円	合計                   1,167百万円
中間会計期間末残高相当額	中間会計期間末残高相当額	期末残高相当額
動産                   1,590百万円	動産                   2,295百万円	動産                   2,053百万円
その他               504百万円	その他               420百万円	その他               462百万円
合計                   2,095百万円	合計                   2,716百万円	合計                   2,516百万円
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料 中間会計期間末残高が有形固定資産 の中間会計期間末残高等に占める割 合が低いため、支払利子込み法によつ ております。	(注) 取得価額相当額は、未経過リース料 中間会計期間末残高が有形固定資産 の中間会計期間末残高等に占める割 合が低いため、支払利子込み法によつ ております。	(注) 取得価額相当額は、未経過リース料 期末残高が有形固定資産の期末残高 等に占める割合が低いため、支払利 子込み法によっております。
・未経過リース料中間会計期間末残高相当額	・未経過リース料中間会計期間末残高相当額	・未経過リース料期末残高相当額
1年内               453百万円	1年内               680百万円	1年内               587百万円
1年超               1,641百万円	1年超               2,036百万円	1年超               1,929百万円
合計                   2,095百万円	合計                   2,716百万円	合計                   2,516百万円
(注) 未経過リース料中間会計期間末残高 相当額は、未経過リース料中間会計 期間末残高が有形固定資産の中間会 計期間末残高等に占めるその割合が 低いため、支払利子込み法によつ ております。	(注) 未経過リース料中間会計期間末残高 相当額は、未経過リース料中間会計 期間末残高が有形固定資産の中間会 計期間末残高等に占めるその割合が 低いため、支払利子込み法によつ ております。	(注) 未経過リース料期末残高相当額は、 未経過リース料期末残高が有形固定 資産の期末残高等に占めるその割合 が低いため、支払利子込み法によつ ております。
・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩 額、減価償却費相当額及び減損損失	・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩 額、減価償却費相当額及び減損損失	・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩 額、減価償却費相当額及び減損損失
支払リース料           180百万円	支払リース料           307百万円	支払リース料           427百万円
減価償却費相当額   180百万円	減価償却費相当額   307百万円	減価償却費相当額   427百万円
・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を 零とする定額法によっております。 (減損損失について)	リース期間を耐用年数とし、残存価額を 零とする定額法によっております。 (減損損失について)	リース期間を耐用年数とし、残存価額を 零とする定額法によっております。 (減損損失について)
リース資産に配分された減損損失はあり ません。	リース資産に配分された減損損失はあり ません。	リース資産に配分された減損損失はあり ません。

(有価証券関係)

前中間会計期間末、当中間会計期間末及び前事業年度末における子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

I 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)  
該当ありません。

II 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)  
該当ありません。

III 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)  
該当ありません。